

令和3年第1回農業委員会総会会議録

令和3年第1回船橋市農業委員会総会を1月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席者

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

穴倉 由紀雄 飯島 行雄

議長 それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回農業委員会総会を開催いたします。
事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。

局長 傍聴者はおります。入室をお願いします。

————— 傍聴人入室 —————

議長 傍聴人に申し上げます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長 それでは、指名いたします。

2番、菊池眞夫委員と、9番、藤城孝義委員の両名をお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の1、2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、今月6日、神山茂樹委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、鈴身町に在住の譲受人が、当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約101アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は150日、農機具も一式保有しております。

引き続き、議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、車方町に在住の譲受人が、当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約99アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は約820日、農機具も一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
れます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

よろしいですか。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の3、4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図5から6ページをご覧ください。

1号議案の3につきましては、印内2丁目に在住の譲受人が、当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約100アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は約900日、農機具も一式保有しております。

引き続き、議案書2ページ、地図7から8ページをご覧ください。

1号議案の4につきましては、印内1丁目に在住の譲受人が、当該地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は、約98アール、農業従事者は5名で、世帯従事日数は約1,400日、農機具も一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
れます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、今日6日、高橋光一委員、飯島行雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図9から11ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、市内で管工業を営む譲受人が、現在使用している資材置場が手狭なため、当該地を取得し、資材置場

用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は畑・雑種地及び用悪水路となっており、周囲は既存の土留めから50センチメートル離して施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者への説明も行われております。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図12から14ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、土木建築工事を営む譲受人が、既存施設が手狭なため、隣接する当該地を取得し、車両置場及び資材置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地・畑及び山林で、現況が雑種地及び道路となっており、周囲は既存のコンクリートの柵板とコンクリートブロック塀及び新設の土留め鋼板で施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図15から17ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地5棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地及び公衆用道路となっており、南北の宅地との境界はコンクリートブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を

設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水管に接続放流することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。また、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連坦している区域にあることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご意見等ございますか。

織戸委員。

織戸委員

議案第2号、1番の隣接地、これは耕作しているのでしょうか。

それと、申請地の高さです。これは平行でしょうか。

それからもう一つ、これ、排水の擁壁かなんかでやっておられるんじゃないかと思われませんが、この辺はパイプなどやっておると、風向きや膨らみは大丈夫なんでしょうか。

議長

審査班。

小川審査班長

隣接の畑については、現在耕作はしていません。

それから、パイプの件ですけれども、これから隣接の土地と境界の確認をするそうですが、そのときに、このパイプについてを話し合うということです。

織戸委員

話し合うということですね。

小川審査班長

はい。

織戸委員

だから、申請地と隣の畑とは高さがあるわけですね。

小川審査班長

はい。申請地は田んぼのままです。田んぼのままで低く、隣接地は盛土をしたので、接している北側の道路より高いです。申請地は道路より低いです。

議長

よろしいですか。織戸委員。

織戸委員

次に2号議案の2、高根町の、これは道路よりも申請地のほうが高いのでしょうか、低いのでしょうか。

それと、入り口はどこでしょうか。

高い場合は、土砂はどこへ持っていくのでしょうか。これは持っていくとしている場合には、持っていく先、耕作放棄地、田または遊休農地、畑など、委員会は知らなくてもよいのでしょうか。

お願いします。

議長

小川委員。

小川審査班長

この土地は道路よりやや高いです。それで、計画地の北側と西側に出入口を設けます。北側の出入口は、既存の土地に入るために使うもので、一部を削ります。削った砂は業者に運んでもらう予定です。

織戸委員

その先、事務局、運んだ先は今回はどうでもいいのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

土砂の搬出については、第一義的には産業廃棄物課にて許可の可否を審査をいたしますので、現段階で農業委員会として審査をする案件ではありません。

なお、先ほどの審査班長の説明に対しての補足ですが、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図に、この土地の断面図が書いてあります。道路よりも気持ち高くはなっておりますが、著しい高低差はなく、スロープ状でありますので、道路への出入口に関してはこのままスロープ状で問題ない高さとなっております。

以上です。

議長	よろしいですか。
織戸委員	2号議案の3番目の二和東、この隣、宅地が1,446平方メートル、438坪、これは大分広いんですけども、これは現状はどうなっていますか。
小川審査班長	アパートの共同の住宅になっています。周辺はもうここしか、今回の申請地しか農地はないです。
議長	事務局、補足。
事務局	事務局から補足いたします。図面の15ページをご覧ください。住宅地図が載っておりますので、現地の状況は見てとれるかと思えます。
	以上です。
織戸委員	分かりました。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。
	石山委員。
石山委員	2号議案の1及び2号議案の2、この業態はどういったものなんでしょう。業種と言ってもいいと思うんですが。さらに、こちらに、鉄板等堆積と書いてありますけれども、より具体的にどういうものを資材置場として置いて使おうとしているのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。
議長	審査班。
小川審査班長	この両社は水道業です。
石山委員	2号議案の1は水道業ですよ、2号議案の2もそうですか。
小川審査班長	2号議案の2は重機、クレーンを。
石山委員	クレーンをリースする会社ということですか。
小川審査班長	いや、自分で扱っているようです。その2号議案の2の会社には、大型重機が1台入っていました。
石山委員	隣接の置き場ではということですね。

- 小川審査班長 はい。あと、小さい重機をここに置くそうです。
- 石山委員 重機置場として使うということですか。
- 小川審査班長 はい。
- 石山委員 あと、では、水道業だということになると、例えば風とか水とかが生じたときに近隣に被害が起こるような、そういうものを危ない形で置くということはちょっと考えづらいということなんでしょうね。現地では、時々業種によっては雑多で、危険な形で積んだり、処理したり、置いたりするケースもあるものですから、そういったものは特に審査班としては感じられなかったということでしょうか。
- 議長 事務局、補足、お願いします。
- 事務局 補足いたします。
- 石山委員 既存施設を複数市内に持っておりますが、その施設もきちんと管理されておりますので、その心配はないと思われま。
- 議長 ありがとうございます。
- 議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。
- 議長 (「異議なし」の声あり)
- 議長 なければ採決いたします。
- 局長 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。
- 局長 局長。
- 局長 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第3号を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 3号議案の1及び2につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。
- 議長 議案書4ページ、地図18から19ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、坪井町の畑、面積は159平方メートルであります。

当該地は、昭和49年に遺贈を受けたものですが、それ以前から宅地として利用され、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明としては、平成8年3月6日撮影の航空写真が添付されております。

議案書4ページ、地図20から21ページをご覧ください。

3号議案の2につきましては、金堀町の畑、2筆、面積は計212平方メートルであります。

当該地は、平成31年に相続したものです。昭和55年の近隣における宅地開発のための道路として利用され、現在に至っております。

20年以上、道路であった旨の証明としては、昭和61年1月2日撮影の航空写真が添付されております。

以上、2議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、議案第4号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明願います。

では、お手元の資料、概要、下限面積についてをご覧ください。下限面積は、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年見直すことと規定されております。見直しに当たり、既にご存じの内容も多いかと思いますが、改めて説明いたします。

下限面積とは、農地法において農地を取得する条件の一つとして、譲受人の許可後の耕作面積が原則として50アール以上であることという規定があります。これは耕作面積が50アールより小さいと生産性が低く安定した農業経営を行うことができないため、設け

られている最低限の耕作面積です。

平成21年の法改正により、農業委員会が、自然的、経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定し、設定した地域ごとに50アールより低い「別段の面積」を定めることができるようになっております。

下限面積を下げることのメリットとデメリットですが、農業経営については、下げると規模が小さくなるため不安定になります。また、新規就農は、下げると農地の取得が容易になるため増加しやすくなると言われております。よって、耕作放棄地は増加しにくいというメリットがあります。

しかしながら、農地の流動性は高くなるため、資産保有のための取得が容易になるというデメリットが生じます。つまり、船橋の土地柄、農家以外の方が農家要件を満たすことで、不動産投機目的で農地を所有する可能性が高くなることが懸念されます。

近隣市の状況につきましては、お手元資料記載のとおりです。

次に、下限面積について記載されている農地法の条文について再度確認をさせていただきます。

添付資料、「農地法・農地法施行規則をご覧ください。農地法施行規則第17条第1項第3号、二重下線部分をご覧ください。下限面積を下げる場合は、第1条件として、設定した別段の面積が「当該設定区域内において、農地又は採草放牧地を耕作、又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らない」ように設定しなければならないと規定されています。つまり、経営規模が小さい農家が多い自治体の場合は下げてもよいという解釈です。

船橋市の場合、別紙、「経営規模農家世帯数」をご覧くださいますと、40アールに設定した場合、36.06%と全農家数の100分の40を下ってしまいます。また、下限面積を下げる第2の条件が、同規則第17条第2項の下線部分に規定されております。100分の40を下ってしまったとしても、前項の規定にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積であり、耕作または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合は例外的に下げることが可能とされております。

事務局からの説明は以上となります。

事務局説明に引き続きまして、11月総会にて農地利用最適化推進委員連絡協議会に別段の面積の設定について意見を求めることに

飯島会長 しました。飯島農地利用最適化推進委員連絡協議会会長よりご報告を求めます。

令和2年12月7日に開催いたしました農地利用最適化推進委員連絡協議会において、下限面積について協議したところ、現状の50アールのままにしたほうがよいとの意見が多数でした。

理由としましては、下限面積を下げた場合、船橋の土地柄、農家以外が農家要件を満たしてしまい、不動産投機目的での農地所有が増加してしまうとの懸念があるからです。また、新規就農の妨げになるかという点においては、まずは農業経営基盤強化促進法及び都市農地貸借法にて貸借権を設定し、農業経営が軌道に乗った後に、農地法第3条で農地を取得する方法もあることから、妨げにならないと思われま。よって、別段の面積は設けず、下限面積は現状の50アールが妥当であると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明及び飯島会長の報告に対し、ご意見ございませんでしょうか。

湯浅委員 よろしいですか。

議長 はい、湯浅委員。

湯浅委員 法律の用語で難しいので、農地法施行規則の、下線で示されている部分、100分の40を下らない、こういうのをもう少し具体的に説明してもらえませんか。

議長 事務局、具体的にということですが。

事務局 全農家数のうち、その経営面積が40アールを下らないというのは40%を下回らないように設定するという意味です。船橋の場合、先ほども申しあげました40アールに設定してしまうと36.06%であり、40%を下ってしまうため、この数字に該当しなくなってしまう。よって、下限面積を下げる要件には当たらないという判断になります。農家世帯数につきましては、お配りしている書類の配付資料の中に縦長の表がございます。色つきがされているのが40アールに設定した場合の比率となっております。

湯浅委員 ということは、全国の市町村によって多少の変動があるということですか。

事務局 はい。各市町村で設定しても構わないということになりました。

議長 ほかにご意見、質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

議長

(「異議なし」の声あり)

それでは採決いたします。

本議案につきまして、別段の面積を設けず農地法で定める50アールを下限とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって別段の面積を設定しないことと決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてでございます。

議案書は5ページでございます。

1につきましては、東船橋に在住の農業従事者が令和元年12月3日に死亡したことにより、東船橋に在住の土地所有者から、耕作地、10筆、計15,408平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている2筆、計2,621平方メートルのうち、東船橋の畑、1筆、2,071平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われまます。

2につきましては、二和東に在住の土地所有者が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、耕作地、4筆、計10,704平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている南三咲の畑、1筆、1,984平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われまます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員。
石山委員 身体の故障というのはどの程度のものなのでしょうか。プライバシーの問題もあるので、あまり細かくは必要ないですけども。
議長 事務局。
事務局 身体的なもので、加齢に伴い治ることがない骨折という報告を受けております。これにより医師が農業に従事することは不可能であると診断しております。

石山委員 直接の原因は骨折ということによろしいんですか。
事務局 骨折なんですけど、陳旧性といいまして、もうずっと治らない状態が続いている骨折ということですよ。
石山委員 いわゆる高齢の方ですか。
事務局 はい。
石山委員 ありがとうございます。
議長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。
議長 「異議なし」の声あり
議長 なければ、採決いたします。
本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって認定することに決しました。
局長。

局長 令和2年度第9次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程いたします。
議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤城委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

議長 _____ 藤城委員退室 _____
議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第6号につきましては、令和2年度第9次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は6ページから19ページになります。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、神保町の畑、1筆、2,975平方メートルに賃借権3年。

2は、神保町の畑、2筆、計1,254平方メートルに使用貸借による権利3年。

3は、古和釜町の田、1筆、634平方メートルに使用貸借による権利3年。

4は、神保町の畑、1筆、1,983平方メートルに賃借権3年。

5は、馬込町の畑、1筆、2,076平方メートルに賃借権3年。

6は、馬込町の畑、7筆、計2,584平方メートルに賃借権3年。

7は、高根町の畑、2筆、計1,800平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

また、8から37につきましては、更新による継続契約についてでございます。

8は、大神保町の畑、6筆、計2,693平方メートルに賃借権6年。

9は、大神保町の畑、3筆、計1,060平方メートルに賃借権6年。

10は、小野田町の畑、1筆、2,754平方メートルに賃借権6年。

11は、豊富町の畑、1筆、5,000平方メートルに賃借権6年。

12は、みやぎ台の畑、1筆、4,000平方メートルに賃借権3年。

13は、神保町の畑、5筆、計7,767平方メートルに使用貸借による権利3年。

- 14は、大穴南の畑、1筆、1,986平方メートルに賃借権3年。
- 15は、金堀町の田、1筆、62平方メートルに使用貸借による権利2年。
- 16は、金堀町の田、1筆、178平方メートルに賃借権3年。
- 17は、坪井町の畑、2筆、計1,983平方メートルに賃借権3年。
- 18は、坪井町の畑、1筆、1,775平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 19は、豊富町の畑、1筆、3,305平方メートルに賃借権3年。
- 20は、豊富町の畑、1筆、3,000平方メートルに賃借権3年。
- 21は、豊富町の畑、1筆、5,000平方メートルに賃借権3年。
- 22は、神保町の畑、1筆、6,522平方メートルに賃借権1年。
- 23は、大穴町の畑、1筆、2,000平方メートルに賃借権3年。
- 24は、大穴町の畑、4筆、計9,180平方メートルに賃借権3年。
- 25は、大神保町の畑、3筆、計7,284平方メートルに賃借権6年。
- 26は、神保町の畑、1筆、2,171平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 27は、高根町の畑、1筆、786平方メートルに賃借権3年。
- 28は、新高根の畑、3筆、計1,856平方メートルに賃借権3年。
- 29は、金杉の畑、1筆、614平方メートルに使用貸借による権利2年。
- 30は、高根町の畑、1筆、1,770平方メートルに賃借権3年。
- 31は、高根町の畑、1筆、5,778平方メートルに賃借権3年。
- 32は、旭町の畑、2筆、計1,953平方メートルに賃借権3年。
- 33は、馬込町の畑、2筆、計1,922平方メートルに賃借権3年。
- 34は、二和東の畑、2筆、計4,891平方メートルに使用貸借による権利3年。

35は、二和西の畑、4筆、計2,881平方メートルに賃借権3年。

36は、二和西の畑、3筆、計3,002平方メートルに使用貸借による権利3年。

37は、二和西の畑、2筆、計1,997平方メートルに使用貸借による権利3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第9次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

藤城委員、入室をお願いします。

藤城委員入室

議長

それでは、続きまして、事務局より報告がございます。

事務局

それでは、報告をさせていただきます。

報告事項(1)農地法第3条の3届出に係る受理通知書の交付について、議案書20ページから21ページに記載のとおり、3件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項(2)農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書22ページから28ページに記載のとおり、11月中に19件の届出を受理いたしました。

報告事項(3)農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書29ページから33ページに記載のとおり、11月中に

20件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（4）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書34ページから35ページに記載のとおり、6件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（5）農地の転用事実に関する照会について、議案書36ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（6）軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書37ページから38ページに記載のとおり、5件の届出書を受理いたしました。

報告事項（7）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書39ページに記載のとおり、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（8）船橋都市計画生産緑地地区の変更について、議案書39ページに記載のとおり、市長より通知がありました。全部廃止が3地区、一部廃止が8地区、全部追加が10地区、一部追加が11地区ありました。変更後の生産緑地地区については、合計で488地区、174.41ヘクタールとなります。事務局で資料を保管しておりますので、詳細を確認されたい方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたしました。 （午後4時4分）

傍聴人に申し上げます。ただいまをもちまして議事が終了したため、退出くださいますようお願いいたします。

なお、地図資料については自席に置いて帰られますようお願いいたします。

それでは、次に事務連絡がございます。

次長

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より連絡がございます。

藤城小委員長
議長

連絡事項

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時7分第1回農業委員会総会の閉会を宣言した。